

# 地域主権戦略会議提出資料

「出先機関の原則廃止に向けて」……………P1

「補助金等の一括交付金化について」……………P3

「義務付け・枠付けの見直しについて」……………P4

平成23年7月7日

地域主権戦略会議 議員  
埼玉県知事 上田清司

# 出先機関の原則廃止に向けて

## 1. 直轄国道・直轄河川チーム

### 1. 移管に伴う財源措置等のルールについて早急に議論を開始すべき

- ・財源移管の具体的枠組みを明示することが大前提。早急にチームで議論を開始すべき。
- ・財源措置に当たっては、財源移譲がしっかり目に見えるよう「交付金」として措置すべき。

### 2. 「原則移管」である県内完結区間は、できる限り速やかに移管すべき

- ・財源移管の基本ルールを固めた上で、まずはやる気のある自治体からモデル的に移管を進めることも有効。
- ・その際も権限・財源の一体的移管が原則。バイパス現道等も財源と一体的に移管すること。

## 2. ハローワークチーム

### 1. アクション・プランの「特区」には移管を求める提案も当然含まれる

- ・真に成果と課題を検証するのであれば、ハローワークを実験的に地方移管し国の運営と比較することが不可欠。
- ・第10回地域主権戦略会議でも「特区提案は地方移管も含むこと」「国は提案を誠実に受け入れること」を確認。

### 2. 移管を含む特区提案について、ハローワークチームで速やかに検討を開始すべき

- ・規制緩和を進めるための構造改革特区制度と、出先機関の原則廃止を目指すアクション・プランでは、審査の観点も異なる。

〔 ※ 埼玉県は平成22年度にハローワーク事務の移管を求める構造改革特区提案を行ったが、  
国は「特区として対応できない」と回答。 〕

- ・ハローワークの地方移管は、政権がマニフェストで国民に約束した地域主権改革を実現する観点から、地域主権戦略会議でしっかりグリップして進めていくべき。

### 3. 共通課題チーム

#### 1. 「A-a」事務を移管しても出先機関廃止や地方の自由度向上につながらない

- ・「A-a」事務を「速やかに着手する事務」として整理するのは二つの面で問題がある。

①量的に不十分：出先機関事務全体の2割足らず → 出先機関の廃止には結びつかない

②内容が不十分：提示されている事務の多くは下記に該当し、移管のメリットはほとんどない

i 国に権限を残す「並行権限」を前提としている

〔 経済産業局は9事務中7事務で並行権限を設定。例えば一つの県内で完結するガソリン販売業者への立入検査権限を国にも残している → 事業者の活動範囲に応じて国と地方で明確に役割分担をすべき 〕

ii 地方に移管されていない事務の付随事務のため、実体がない

〔 地方整備局の9事務は全て直轄事業(国道の改築など)に付随する「入札、契約、土地収用」等の事務。直轄事業そのものが移管されない限り、事務移譲の実体がない 〕

#### 2. 地方が強く求めている事務を踏まえ、「速やかに移管する事務」を議論すべき

- ・重要度の低い事務から協議を開始すると、本当に地方が求めている事務の移管協議までたどり着かない。
- ・地方が求めているのは、①地方の自由度を高め、②二重行政の解消や出先機関の廃止につながるもの。
- ・これらの事務移管を議論の中心に据えて、「速やかに移管する事務」の検討をスタートすべき。

地方が重点的に移管を求めている事務(平成22年7月全国知事会報告書「国の出先機関の原則廃止に向けて」より)

	機関名	具体的な事務の例
最重点分野	都道府県労働局	ハローワーク
	地方整備局	直轄国道・直轄河川
重点分野	地方農政局	地域農業に対する支援、農地転用の許可など
	経済産業局	中小企業・ベンチャー支援、産学官連携の推進など
	地方厚生局	医療法人、社会福祉法人等への指導・監督など
	地方運輸局	バス・タクシー・トラック事業者、鉄道事業者許認可など
	地方環境事務所	地球温暖化防止対策など

# 補助金等の一括交付金化について

## 1. 地域自主戦略交付金を「進化」させるために

### 1. 総額を確実に確保すべき

- ・ 地域自主戦略交付金は、概算要求の各省拠出額から約6%削減された。(5,447億円→5,120億円) 地方が円滑に事業を実施できるよう、総額を確実に確保すべき。

### 2. 対象補助金を拡大し、規模要件を撤廃すべき

- ・ 一括交付金化された補助金等は9本のみ。地方の自由度向上のため、対象補助金を拡大すべき。
- ・ 一括交付金化に当たり、対象事業に「規模要件」が設定されているものがある。要件に該当しない大規模事業は、従来の補助制度のままであり、規模要件は撤廃すべき。

(例) 規模要件

広域河川改修事業……「流域面積がおおむね50平方キロメートル未満」  
公営住宅等整備事業…「戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地」

### 3. 手続きの一元化・簡素化を図るべき

- ・ 事業実施計画は内閣府、その後の申請手続き等は省庁ごとに行う必要があり、手間と時間がかかる。
- ・ 内閣府が予算を一括計上・管理するなど手続きの一元化・簡素化を図るべき。

## 2. 経常補助金及び投資補助金(市町村分)の一括交付金化について

### ○ 地方の自由裁量の拡大に寄与するものを対象とすべき

- ・ 経常補助金の一括交付金化に当たっては、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費などは対象としないこと。
- ・ 制度の概要について早期に情報提供を行い、「国と地方の協議の場」等で地方と協議すべき。
- ・ 一括交付金化に当たっては、必要な総額を確実に確保し、国の財源捻出のための手段としないこと。

## 1. 第3次見直しについて

1. 第3次見直し約1200条項について地方分権改革推進委員会の第2次勧告のとおり見直しを行うこと

2. 特に地方から提言した52条項(平成19年7月25日 地方分権改革推進委員会あて提出)については、現場のニーズが強い項目である。地方の提言のとおり最優先で見直しを実施すること

(例) ①保健所長の医師資格要件の見直し

保健所内に医師を配置すれば、所長には組織の長として指揮・管理する能力を有する職員を充てる  
ことができるようにすべき。

②普及指導員の任用資格要件の設定権限の委任

幅広く優秀な人材(経営やマーケティングのスペシャリスト等)を活用できるよう、普及指導員の任用  
資格要件の設定権限の一部を都道府県に委任すべき。

## 2. 「従うべき基準」の見直しについて

1. 第1次・第2次見直しでは、法令で基準を一律に定める「従うべき基準」が多用されている。  
「従うべき基準」について、廃止または「参酌すべき基準」とする見直しを行うこと

- ・ 第1次見直し 44条項中 32条項(73%)
- ・ 第2次見直し 69条項中 33条項(48%)

「従うべき基準」の例

- ・ 保育所 保育室等の面積及び保育士等の職員配置基準
- ・ 老人福祉施設 居室等の面積及び看護師等の職員配置基準

2. 第3次見直しにおいては「従うべき基準」の設定は原則として行わないこと